

告示

埼玉県告示第八百七十七号

次の表の上欄に掲げる病院は、救急業務に関し協力する旨の申出が撤回されたため、同表の下欄に掲げる撤回日をもって救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項に規定する救急病院でなくなった。

平成三十年八月七日

埼玉県知事 上田清司

病院		撤回日
名称	所在地	
医療法人康麗会越谷誠和病院	埼玉県越谷市谷中町四丁目二十五番地五	平成三十年七月三十一日